

改定概要

更なる週休2日の質の向上を推進

定義

週単位(完全週休2日)の導入

<現場閉所><交替制>で週単位を新設し、更なる計画的な休日の取得を目指す

発注

月単位を前提とした発注

当初予定価格は、月単位の補正係数を乗じたうえで発注(達成状況に応じ、設計変更)

積算

補正係数の改定

令和7年度の国土交通省の補正係数見直しを受け、改定週単位の補正係数を新設し、通期の補正係数は廃止

評価

評価内容の見直し

通期の標準化及び週単位の導入に伴い、評価基準を見直し

▶▶ **令和8年4月以降起工の工事から適用**

週単位(完全週休2日)の導入

<現場閉所>

- 対象期間の全ての週で、2日以上(原則、土日)の現場閉所を実施した状態
- 1週間の定義は「月曜から日曜まで」
- 受注者の責によらず、現場閉所予定日に作業せざるを得ない場合は、事前協議の上、**同一週内で振替可能**

例 地元との協議で土日の施工が必要となった場合

月	火	水	木	金	土	日	発注者へ事前連絡	月	火	水	木	金	土	日
					閉所	閉所	達成			振替	振替		施工	施工

※同一週内で振替の確保が困難な場合は、受発注者協議により週休2日期間対象外とすることができる



<週休2日の達成が難しい場合>

以下の制度を利用も検討して、週休2日の達成を目指す。
※受注者の責によらない場合に適用可能

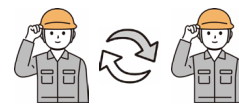
- **振替休日(現場閉所予定日に作業せざるを得ない場合)**
- **対象外期間の設定(振替休日の設定・工期延期が困難な場合)**

<交替制>

対象期間の全ての週で、従事した技術者及び技能労働者が2日以上以上の休日を取得した状態

例 現場閉所が困難な工事

達成	月	火	水	木	金	土	日
従事者A		休日				休日	
従事者B			休日				休日
従事者C				休日			休日



交替しながら1週間に2日以上以上の休日を確保

月単位を前提とした発注

改定前

発注者指定（通期）

- ※受注者希望により月単位の実施可
- ※契約後、達成状況に応じて補正係数変更



改定後

発注者指定（月単位）

- ※受注者希望により週単位の実施可
- ※契約後、達成状況に応じて補正係数変更
- ※通期の実施は必須

補正係数の改定

改定前

現場閉所	労務費	機械経費 (賃料)	共通仮設 費率	現場管理 費率
週単位	—	—	—	—
月単位	1.04	1.02	1.03	1.05
通期	1.02	1.02	1.02	1.03



改定後

現場閉所	労務費	機械経費 (賃料)	共通仮設 費率	現場管理 費率
週単位	1.02	—	1.02	1.03
月単位	1.02	—	1.01	1.02
通期	—	—	—	—

交替制	労務費	機械経費 (賃料)	共通仮設 費率	現場管理 費率
週単位	—	—	—	—
月単位	1.04	—	—	1.03
通期	1.02	—	—	1.01



交替制	労務費	機械経費 (賃料)	共通仮設 費率	現場管理 費率
週単位	1.02	—	—	1.03
月単位	1.02	—	—	1.02
通期	—	—	—	—

評価の見直し

週休2日の実施内容にあわせて段階的に評価

改定前

評価者	審査項目	評価内容
監督員	工程管理 <input type="checkbox"/> 休日の確保	月単位、通期の達成を評価
総括 監督員	工程管理 <input type="checkbox"/> その他	月単位、通期の達成を評価



改定後

評価者	審査項目	評価内容
監督員	工程管理 <input type="checkbox"/> 休日の確保	週単位、月単位、通期の達成を評価
総括 監督員	工程管理	週単位、月単位、通期の達成を 段階的に評価(※)
		週休2日未実施は 休日の確保の取組が不十分である ことを踏まえ評価

(※)ただし、他の事項で著しく低く又は高く評価する内容が確認される場合は、それも踏まえた評価とする。

その他

- ・現場閉所、交替制の要領を統一
- ・週休2日実施証明書の廃止
- ・週休2日に関するQ&Aを整備